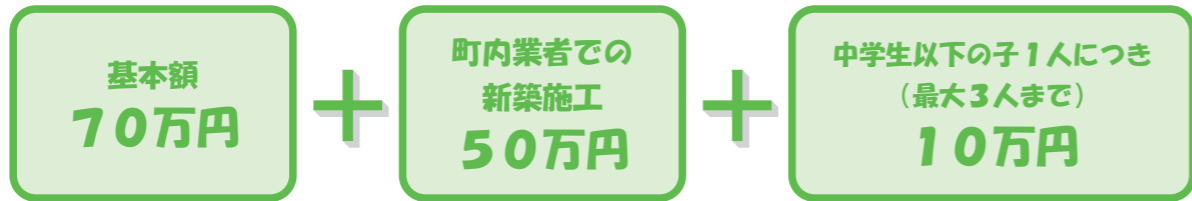


東伊豆町は 若者夫婦世帯を応援します！

東伊豆町に住宅を取得された若者夫婦世帯を対象に
 =交付の要件を満たしていれば、最大150万円の補助が受けられます=



人口減少対策の一環として、若者夫婦世帯の住宅取得の支援による定住の促進を図るため、町内への定住を希望して住宅を取得する若者夫婦世帯に対し、補助金を交付します。

●補助対象者

- 夫・妻ともに満40歳未満の夫婦。
- 定住のための新築住宅又は中古住宅を取得し、5年以上居住する方。
- 住宅の所有権を共有している場合は、若者夫婦の持分が2分の1以上である方。
- 世帯員の全員が町税等の滞納がない方。
- その他、交付要綱による。



●補助対象住宅

- 平成29年4月1日以降に契約が成立した住宅。
- 居住用部分の割合が延べ床面積の2分の1以上であり、かつ、居住用部分の面積が50㎡以上の住宅。
- 取得した住宅が、2親等以内の親族から購入した住宅でないこと。
- その他、交付要綱による。

～申請方法等の詳細については、東伊豆町ホームページをご覧ください。～

問合せ先 企画調整課 企画係 ☎95-6202

住宅リフォーム補助金のご案内

住宅リフォーム
振興事業補助金とは？
補助額は？

町民（町内に1年以上居住）が、町内業者を利用し、住宅を改良する場合、町が経費の一部を補助します。申請者が所有し、居住している住宅が対象です。（貸家やアパートは対象外）

工事費が100万円以上の場合 ⇒ 最大20万円
 10万円以上100万円未満の場合 ⇒ 工事費の20%

- 納税証明書の提出は不要。ただし、申請者の納税状況等の確認が必須であるため、本人の同意が必要。未納の税がある場合は、受け付けできません。
- 原則、1住宅1回限りの補助となりますが、所有者が変わった時は補助の対象となります。
 ※所有者が変わった時とは、第三者が住宅を購入した場合または相続した場合。
 住宅が共有名義の場合は、売買・相続等で名義が全て変わった場合に限る。
- 過去にこの補助金を受けていない人が対象となります。
- 工事金額が20%以内の変更であれば、変更申請の提出は不要です。

- ◆「工事が始まっている」「工事が終わった」ものは補助対象外です。
- ◆事前に申請・審査が必要となります。
- ◆補助の対象となる工事、ならない工事がありますのでご確認ください。

問合せ先
観光商工課
☎95-6301

町内各区長・町内会長

(敬称略)

地区	氏名
大川	稲葉 保
北川	成生 一郎
奈良本	太田 正一
片瀬 (区長会長)	大道 吉春
白田	高羽 勇
入谷	鈴木 和美
田町	鈴木 彰
西区 (区長会副会長)	黒田 益之
東区	岡田善十郎

よろしくお 願 い し ま す



新田町区町内会長
鈴木 彰さん



新北川区長
成生 一郎さん

お 疲 れ 様 で し た



前田町区町内会長
山田 正則さん



前北川区長
野崎 元廣さん

◎区長・町内会長は、地域住民の意見などを町に要望し、町の行政施策を地域住民に伝えるなど、大切なパイプ役を担っています。

= 土砂災害警戒情報で早めの避難を!! =

悲惨な土砂災害から自分の命を守るには、日ごろからの準備といざという時の落ち着いた行動が大切です。

■土砂災害危険箇所と避難場所・避難経路を確認しておきましょう

- ・日ごろから危険箇所の状態に注意するとともに、避難場所や安全な避難経路を確認しておき、速やかに避難できるよう心掛けましょう。

■土砂災害の前兆現象に注意しましょう

- ・山鳴り、地鳴りがする。
- ・川の流が急に濁り、流木が混ざり、転石の音がする。
- ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
- ・小石がぱらぱら落ちてくる。
- ・井戸水が濁る。
- ・斜面から水が噴き出す。
- ・地面に亀裂や段差ができる。



■気象情報を活用し、早めの避難を心掛けましょう

- ・避難情報とともに、大雨警報、土砂災害警戒情報等の発表状況にも注意して、早めの避難を心掛けましょう。また、暴風等のために避難場所への移動が危険な場合は、近隣の頑丈な建物や崖・渓流からなるべく離れた建物に避難してください。

土砂災害防止月間

(6月1日～30日)

問合せ先 下田土木事務所 企画検査課 ☎0558-24-2113
 建設課 ☎95-6303